

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月13日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社イーエムネットジャパン
【英訳名】	eMnet Japan.co.ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 臣一郎 (戸籍上の氏名：安中 臣一郎)
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期累計期間	第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間	自2019年1月1日 至2019年6月30日	自2020年1月1日 至2020年6月30日	自2019年1月1日 至2019年12月31日
売上高 (千円)	3,824,576	4,367,490	7,855,189
経常利益 (千円)	184,307	142,466	334,033
四半期(当期)純利益 (千円)	126,453	98,374	239,278
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	295,150	302,125	295,975
発行済株式総数 (株)	1,840,000	1,877,200	1,844,400
純資産額 (千円)	924,646	1,132,678	1,039,121
総資産額 (千円)	2,223,883	2,607,684	2,512,128
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	68.73	53.20	130.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	64.77	50.97	122.66
1株当たり配当額 (円)	15.00	10.00	25.00
自己資本比率 (%)	41.6	43.4	41.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	178,722	175,063	189,763
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,840	116,539	96,632
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,957	6,529	40,623
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	935,278	1,127,934	842,860

回次	第7期 第2四半期会計期間	第8期 第2四半期会計期間
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.78	9.51

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しています。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大について)

2020年1月頃より顕在化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本国内においても同年4月7日に緊急事態宣言が発令され、現在は解除されている状況にあります。当社の業績としましては、最も影響の大きかった2020年4月から業績は回復傾向にあります。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の第二波到来により緊急事態宣言が再発令された場合、店舗やイベントへの集客目的の広告や求人広告等の広告需要の減少により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、昨年より企業収益の拡大や雇用情勢の改善等を背景に、景気は緩やかながらも回復基調を続けてまいりましたが、米中貿易摩擦による中国経済の減速懸念、米国の通商政策や金融資本市場の動向等により、景気の先行きは不透明な状況となっております。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為に外出自粛要請等による消費マインドの低下により、景気下振れのリスクが急速に顕在化いたしました。

このような状況下において、当社が属するインターネット広告市場につきましては、2019年には2兆1,048億円(前年比119.7%)と前年に引続き伸長しております(広告費データは、株式会社電通「2019年 日本の広告費」より引用)。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に外出自粛要請による影響を受けつつも、新規クライアントの獲得及び既存のクライアントの広告予算の増額により増収となりましたが、積極的な人材への投資(2020年度の新卒採用30名、前期比8名増加)により、売上高4,367,490千円(前年同期比14.2%増)、営業利益142,295千円(前年同期比23.2%減)、経常利益142,466千円(前年同期比22.7%減)、四半期純利益98,374千円(前年同期比22.2%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産の残高は、2,607,684千円となり、前事業年度末に比べ95,556千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が285,073千円、受取手形及び売掛金が9,024千円が増加した一方で、投資その他の資産のうちその他に含まれる差入保証金が124,937千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債の残高は、1,475,006千円となり、前事業年度末に比べ1,999千円増加いたしました。これは主に未払消費税等が21,676千円、賞与引当金が14,880千円増加した一方で、未払法人税等が16,911千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、1,132,678千円となり、前事業年度末に比べ93,556千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により98,374千円増加した一方、配当金の支払等により18,444千円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ285,073千円増加し、1,127,934千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は175,063千円(前年同四半期は178,722千円の収入)となりました。これは主に、税引前四半期純利益が142,466千円となり、未収消費税等の減少額82,741千円となった一方で、法人税等の支払額61,065千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果得られた資金は116,539千円（前年同四半期は5,840千円の支出）となりました。これは主に、差入保証金の回収による収入130,000千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は6,529千円（前年同四半期は27,957千円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払いによる支出18,302千円があった一方で、株式発行による収入12,300千円あったことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間において、該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,800,000
計	6,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,877,200	1,877,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,877,200	1,877,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 20
新株予約権の数(個)	283
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,442(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年3月26日 至 2024年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,414(注)3 資本組入額 707(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 新株予約権の発行時(2020年4月9日)における内容を記載しております。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。
4. 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権の一部行使（1個未満の単位の行使）はできない。
 - (5) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、調整して決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から権利行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日 (注)	32,800	1,877,200	6,150	302,125	6,150	102,225

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT) (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	34- 6 , YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,180,200	62.87
株式会社Y's corporation	東京都千代田区平河町1丁目6-15	120,000	6.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	75,200	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	47,800	2.55
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	41,000	2.18
安中 臣一郎	東京都千代田区	30,000	1.60
金 鉉俊	神奈川県横浜市西区	20,900	1.11
イーエムネットジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿6丁目10-1	17,200	0.92
株式会社山東	東京都渋谷区笹塚1丁目58-9	12,000	0.64
池田 薫	香川県高松市	10,200	0.54
計	-	1,554,500	82.81

- (注) 1. KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT) の持株数1,180,200株は、EMNET INC. が実質的に所有しております。
2. 2020年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社Y's corporation及びその共同保有者である安中 臣一郎が、2020年5月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等の保有割合 (%)
株式会社Y's corporation	東京都千代田区平河町一丁目6番地15号USビル8F	120,000	6.52
安中 臣一郎	東京都千代田区	64,000	3.35

3. JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,876,800	18,768	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	1,877,200	-	-
総株主の議決権	-	18,768	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	842,860	1,127,934
受取手形及び売掛金	1,224,313	1,233,337
その他	112,106	32,407
貸倒引当金	6,972	6,586
流動資産合計	2,172,308	2,387,093
固定資産		
有形固定資産	8,674	9,940
無形固定資産	19	0
投資その他の資産		
繰延税金資産	38,891	38,891
その他	293,919	173,445
貸倒引当金	1,685	1,685
投資その他の資産合計	331,125	210,651
固定資産合計	339,819	220,591
資産合計	2,512,128	2,607,684
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,069,508	1,065,438
未払法人税等	68,288	51,376
未払消費税等	-	21,676
賞与引当金	-	14,880
その他	273,614	258,442
流動負債合計	1,411,410	1,411,814
固定負債		
リース債務	358	-
退職給付引当金	27,115	34,098
役員退職慰労引当金	18,279	13,183
資産除去債務	15,843	15,910
固定負債合計	61,596	63,192
負債合計	1,473,006	1,475,006
純資産の部		
株主資本		
資本金	295,975	302,125
資本剰余金	96,075	102,225
利益剰余金	647,071	727,001
株主資本合計	1,039,121	1,131,351
新株予約権	-	1,326
純資産合計	1,039,121	1,132,678
負債純資産合計	2,512,128	2,607,684

(2)【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
売上高	3,824,576	4,367,490
売上原価	3,215,468	3,756,854
売上総利益	609,108	610,635
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	188,403	228,663
賞与引当金繰入額	9,031	14,880
退職給付費用	5,425	7,911
役員退職慰労引当金繰入額	1,355	1,471
減価償却費	1,864	2,688
その他	217,838	212,724
販売費及び一般管理費合計	423,918	468,340
営業利益	185,190	142,295
営業外収益		
受取利息	3	4
貸倒引当金戻入額	-	385
前受金取崩益	-	467
還付加算金	-	287
雑収入	131	215
営業外収益合計	135	1,360
営業外費用		
支払利息	88	78
為替差損	492	198
保険解約損	434	912
雑損失	3	-
営業外費用合計	1,018	1,189
経常利益	184,307	142,466
税引前四半期純利益	184,307	142,466
法人税、住民税及び事業税	57,854	44,092
四半期純利益	126,453	98,374

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	184,307	142,466
減価償却費	1,864	2,688
株式報酬費用	-	1,326
貸倒引当金の増減額(は減少)	176	385
受取利息及び受取配当金	3	4
支払利息	88	78
賞与引当金の増減額(は減少)	9,031	14,880
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,304	6,983
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,355	5,096
売上債権の増減額(は増加)	59,847	9,024
仕入債務の増減額(は減少)	38,771	4,069
未払消費税等の増減額(は減少)	72,151	21,676
未収消費税等の増減額(は増加)	-	82,741
その他の資産の増減額(は増加)	12,282	3,042
その他の負債の増減額(は減少)	18,295	15,082
小計	234,605	236,136
利息及び配当金の受取額	3	4
利息の支払額	22	11
法人税等の支払額	55,864	61,065
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,722	175,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,800	3,934
差入保証金の差入による支出	198	5,062
差入保証金の回収による収入	-	130,000
保険積立金の積立による支出	3,842	4,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,840	116,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	517	527
配当金の支払額	27,440	18,302
株式の発行による収入	-	12,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,957	6,529
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	144,924	285,073
現金及び現金同等物の期首残高	790,353	842,860
現金及び現金同等物の四半期末残高	935,278	1,127,934

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当第 2 四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 6 月30日)
当座貸越限度額	-	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	500,000

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第 2 四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(会計上の見積りの不確実性に関する追加情報)

当社では、投資有価証券の減損等について会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等は予測が困難ですが、会計上の見積りにあたっては、当該事象の主な影響が来年半ばまで継続するとの仮定を置いております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)
現金及び預金勘定	935,278千円	1,127,934千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	935,278	1,127,934

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	27,600	30	2018年12月31日	2019年3月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月19日 取締役会	普通株式	13,800	15	2019年6月30日	2019年9月17日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	18,444	10	2019年12月31日	2020年3月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年8月12日 取締役会	普通株式	23,465	12.50	2020年6月30日	2020年9月7日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	68円73銭	53円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	126,453	98,374
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	126,453	98,374
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,840,000	1,849,278
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	64円77銭	50円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	112,412	80,837
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年8月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....23,465千円

(ロ) 1株当たりの金額.....12円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年9月7日

(注) 2020年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月13日

株式会社イーエムネットジャパン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 武 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 直 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。